

大切なお知らせです

心身障害者福祉手当（区手当）の申請のご案内

心身障害者福祉手当は、手帳の交付を受けてから自動で認定されるものではなく、申請をしないと受給の対象になりません。

1級の精神障害者保健福祉手帳（以下、「精神手帳」）がお手元に交付されましたら、下記の手当担当窓口到手当の申請を行ってください。

1 心身障害者福祉手当について

板橋区内に住民票があり、有効期間内の精神手帳1級が交付されている方が支給対象です。

支給対象	手当月額	支給方法
精神手帳 1 級	<u>7, 750</u> 円	毎年4月・8月・12月の年3回に分けて振込みます。 ※振込日は各支給月とも20日頃

対象にならない方

- ・施設に入所している方
例）特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設 等
- ・65歳以上で精神1級の手帳を取得された方
- ・65歳になるまでに手当の申請をしていない方
- ・精神手帳の有効期限が経過して更新していない方
- ・精神手帳の等級が2級以下となった方
- ・所得制限基準額を超える所得がある方 など

2 所得制限基準額や所得控除について

前年の所得が下表の制限額を超過する方は、手当の支給が受けられません。

★**基準額と比較する所得**＝**年間収入**－**給与所得控除等の必要経費**－**各種控除**

扶養親族等の数	0人（単身）	1人	2人	3人
基準額	3,758,000円	4,138,000円	4,518,000円	4,898,000円

扶養義務者1人増えるごとに38万円増。20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者で判定。

また、以下の項目が手当の所得判定にかかる所得控除の対象となります。

控除の種類	本人	扶養義務者	控除額
雑損控除	○	○	控除額相当
医療費控除	○	○	〃
社会保険料控除	○	※	〃
小規模掛金共済等掛金控除	○	○	〃
障害者控除（家族）	○	○	1人につき27万円
特別障害者控除（家族）	○	○	1人につき40万円
特定親族特別控除	○	○	控除額相当

控除の種類	本人	扶養義務者	控除額
障害者控除（本人）	×	○	27万円
特別障害者控除（本人）	×	○	40万円
寡婦控除	○	○	27万円
ひとり親控除	○	○	35万円
勤労学生控除	○	○	27万円
配偶者特別控除	○	○	控除額相当

※扶養義務者の社会保険料控除相当額は一律8万円

3 手当の申請方法について

手当の申請先：福祉部障がいサービス課障がい相談係
 〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
 板橋区役所本庁舎（北館2階①窓口）
 電話：03-3579-2362 FAX：03-3579-2364

（1）申請に必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳 注：郵送等の場合はコピーが必要です。
 ⇒ 等級が1級で、有効期限が残っているものに限ります。
- ② 本人名義の預金通帳など
- ③ 個人番号（マイナンバー）・身元確認ができるもの
 ※ 受給者が20歳未満の場合は、扶養義務者の個人番号の記入も必要です。

（2）申請手続きの方法

【窓口で申請する場合】

上記手当担当窓口で申請書を記入いただきます。必要なものを持ってお越しください。

【郵送で申請する場合】

申請書と必要なものをご用意の上、上記手当担当窓口へ郵送してください。

申請書はホームページにも掲載していますが、郵送することもできます。恐れ入りますが、申請書の郵送をご希望の場合はお電話ください。

4 手当の支給に関する注意事項について

（1）手当の申請をした場合

手当は申請を受理した月の分から支給開始となります。手帳の交付を受けたらお早めに手当の申請手続きを行ってください。

（2）手帳を更新した（または有効期間が経過した）場合

手当を受給している方が手帳を更新し、再度1級の手帳が交付された場合は、手当は自動で更新継続となります。手帳更新の結果、等級が2級以下に軽減した場合や、障がい非該当となった場合には、更新前の手帳の有効期限満了月までで手当の資格が喪失します。

手帳の更新をせずに期限を経過されますと、手当は支給停止の状態になります。そのまま手帳更新が可能な期間を経過した場合、手当の資格は喪失となります。

手当の受給を続けるために、必ず精神障害者保健福祉手帳の更新手続きを行ってください。

問合せ先 板橋区福祉部障がいサービス課障がい相談係
 電話：03-3579-2362 FAX：03-3579-2364

HP

板橋区 心身障害者福祉手当

検索

